

吸収分割に関する事前開示書類(変更)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 5 月 24 日

出光興産株式会社

2022年5月24日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
出光興産株式会社
代表取締役 社長 木藤 俊一

吸収分割に係る事前開示事項(変更)

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)は、株式会社エス・ディー・エス バイオテック(以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。)との間で2021年12月21日に締結した吸収分割契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、出光興産が営むアグリバイオ事業をエス・ディー・エス バイオテックに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施することといたしました。

本吸収分割に関し、2022年1月4日から「吸収分割に関する事前開示事項」(2022年5月12日付で追加で備置した書類を含み、以下「本事前備置書類」といいます。)を備置しておりますが、エス・ディー・エス バイオテックの2022年5月23日付の取締役会の決議により、エス・ディー・エス バイオテックの最終事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書類を本事前備置書類と一体のものとして追加して備え置きます。

下記書類における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものとします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

【変更後】

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙1のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

別紙 2 のとおりです。

以 上

【吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降に記載のとおりです。

計 算 書 類

(第54期)

2021年 4 月 1 日から

2022年 3 月31 日まで

株式会社 エス・ディー・エスバイオテック

東京都中央区東日本橋1-1-5

貸借対照表
(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,678,548	流動負債	4,684,917
現金及び預金	279,861	買掛金	576,140
受取手形	2,487	関係会社借入金	1,131,720
売掛金	4,093,387	1年内返済予定の長期借入金	1,118,700
商品及び製品	3,781,176	未払金	800,972
仕掛品	55,659	未払費用	74,363
原材料及び貯蔵品	1,703,509	返金負債	796,342
前払費用	77,492	賞与引当金	144,363
未収入金	651,382	預り金	4,331
その他	33,591	その他	37,982
固定資産	4,501,410	固定負債	1,745,510
有形固定資産	2,321,383	長期借入金	1,725,100
建物	866,245	退職給付引当金	17,452
構築物	141,523	その他	2,958
機械及び装置	257,928	負 債 合 計	6,430,428
車両運搬具	9,154	(純資産の部)	
工具器具備品	104,664	株主資本	8,315,028
土地	921,299	資本金	810,360
建設仮勘定	20,568	資本剰余金	77,527
無形固定資産	66,092	資本準備金	77,527
ソフトウェア	63,702	利益剰余金	7,427,141
その他	2,389	利益準備金	183,200
投資その他の資産	2,113,934	その他利益剰余金	7,243,941
投資有価証券	1,047,002	繰越利益剰余金	7,243,941
関係会社株式	846,332	評価・換算差額等	434,501
長期前払費用	55	その他有価証券評価差額金	434,501
繰延税金資産	94,365	純 資 産 合 計	8,749,529
その他	126,178	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,179,958
資 産 合 計	15,179,958		

損益計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高			11,860,193
売上原価			7,858,787
売上総利益			4,001,406
販売費及び一般管理費			3,035,084
営業利益			966,322
営業外収益			
受取利息及び配当金	45,785		
為替差益	88,912		
その他	3,462		138,161
営業外費用			
支払利息	18,638		
その他	0		18,638
経常利益			1,085,845
特別損失			
固定資産除却損	123,502		123,502
税引前当期純利益			962,343
法人税、住民税及び事業税	119,144		
過年度還付法人税等	△ 39,406		
法人税等調整額	186,146		265,884
当期純利益			696,458

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	810,360	77,527	183,200	6,654,598	6,837,798	△ 144	7,725,540
会計方針の変更による 累積的影響額				2,820	2,820		2,820
遡及処理後の当期首残高	810,360	77,527	183,200	6,657,419	6,840,619	△ 144	7,728,361
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△ 109,630	△ 109,630		△ 109,630
当 期 純 利 益				696,458	696,458		696,458
自 己 株 式 の 取 得						△ 160	△ 160
自 己 株 式 の 消 却				△ 305	△ 305	305	-
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	586,522	586,522	144	586,666
当 期 末 残 高	810,360	77,527	183,200	7,243,941	7,427,141	-	8,315,028

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	263,027	263,027	7,988,568
会計方針の変更による 累積的影響額			2,820
遡及処理後の当期首残高	263,027	263,027	7,991,389
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 109,630
当 期 純 利 益			696,458
自 己 株 式 の 取 得			△ 160
自 己 株 式 の 消 却			-
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	171,473	171,473	171,473
当 期 変 動 額 合 計	171,473	171,473	758,140
当 期 末 残 高	434,501	434,501	8,749,529

個別注記表

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の者……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

a. 商品・製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7年～50年

機械及び装置……………8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込みに基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(7年～16年)による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に農薬の有効成分である原体及び農薬(製剤)の卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、出荷先が国内である取引においては、出荷時から顧客が当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、取引価格は、顧客に支払われる対価に該当すると判断された取引がある場合は、当該影響を最頻値法で算出し、これを販売契約における取引価格から控除した額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ヘッジ方針……………為替予約を債権債務の範囲かつリスクヘッジ目的で、また、金利スワップを借入金等の資金調達について支払利息の軽減又は金利変動リスクヘッジ目的で行うこととしており、投機目的のためには利用しない方針としております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段の変動額の累積額とヘッジ対象の変動額の累積額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、振当処理の要件を充たしている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(3) 金額の端数処理

千円未満を切捨て表示しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

レポートに関する会計処理の変更

製品販売におけるレポート等の変動対価の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、このうち顧客に支払われる対価に該当するものと判断した取引については、当該金額を取引対価より控除した額で収益を認識しております

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は137,728千円減少し、販売費及び一般管理費は134,907千円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当事業年度期首残高は、2,820千円増加しております。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

資産毎の減価償却累計額は以下のとおりとなります。

建物	2,875,123千円
構築物	343,459千円
機械及び装置	1,885,026千円
車両運搬具	22,029千円
工具器具備品	1,069,831千円
(合計)	6,195,471千円

2. 直接減額方式による圧縮記帳額は以下のとおりとなります。

建物	163,239千円
構築物	85,687千円
機械及び装置	686,451千円
(合計)	935,377千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	237,750千円
短期金銭債務	16,303千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	431,088千円
仕入高	128,897千円
その他営業収入	65,274千円
販売費及び一般管理費	31,356千円

営業外取引以外の取引高

営業外収益	28,212千円
営業外費用	527千円

2. 固定資産除却損の内容

固定資産除却損は、主に横浜工場の土地の一部返却に関して、当期に横浜工場内の精製設備及び冷却塔等の撤去コスト108,573千円によるものであり、その内訳は建物42,569千円、構築物1,004千円、撤去工事費用65,000千円であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の総数……7,830,661株

2. 当事業年度末における自己株式の数………0株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

2021年6月23日開催の第53回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金総額	109,630千円
・1株当たり配当金額	14.0円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月24日
・配当の原資	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年6月30日開催予定の第54回定時株主総会において次の通り付議いたします。

・配当金総額	208,922千円
・1株当たり配当金額	26.68円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	156,381千円
関係会社株式評価損	47,162千円
研究開発費	48,157千円
賞与引当金	44,204千円
退職給付引当金	5,343千円
その他	50,094千円
繰延税金資産小計	351,343千円
評価性引当額	65,215千円
繰延税金資産合計	286,127千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	191,761千円
繰延税金負債合計	191,761千円
繰延税金資産純額	94,365千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社の資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外展開により生じている一部外貨建のものについては為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に短期的な運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. (2) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を適時把握する体制としており、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関と取引しているため、相手先の不履行から生じる信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権及び営業債務について、為替の変動リスクに対して為替動向を定期的に把握しており、当該リスクをヘッジするためのデリバティブ取引(為替予約取引)を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、担当役員の承認を得て行っており、取引の実行・管理については、管理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。(注)2. 参照)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	1,042,445	1,042,445	—
長期借入金(※1)	2,843,800	2,841,431	△2,368

(※1)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

・現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

・投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額 (千円)	契約金額のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	419,200	220,600	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体で処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

区 分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	4,556
関係会社株式	846,332

関連当事者との取引に関する注記

親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親会社	出光興産株式会社	東京都千代田区	168,351	石油精製並びに油脂製造、販売・石油化学製品の製造・販売・石油、石炭、地熱、その他鉱物資源の調査、開発並びに採取・農業薬品、農業用資材並びに化学薬品製造業・電子機能材料の開発、製造及び販売・その他	(被所有) 直接 100.00	—	資本業務提携 製成品販売	販売 (注2)	431,088	売掛金等 (注1)	192,669
								短期事業資金の貸付または借入 (注3)	321,355	関係会社借入金 (注3)	1,131,720
								利息の受取 (注3) 利息の支払 (注3)	212 527	— —	— —

(注)1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格等を勘案した上で、一般的取引条件によっております。

3. 資金の借入取引については、キャッシュマネジメントシステムによるもので、取引条件及び取引条件の決定方針は、市場価格等を勘案した上で決定しております。取引金額については、出光興産株式会社のキャッシュマネジメントシステムの貸付金・借入金の各月末残高の純額平均値を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,117円34銭
1株当たり当期純利益	88円93銭

企業結合に関する注記

①株式交換

当社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社(以下「出光興産」と言います。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換(以下「本株式交換」と言います。)を行うことを決議し、両者の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」と言います。)を締結し、実施されました。

1. 本株式交換の目的

当社は、出光興産の完全子会社となった場合、資本関係に起因する制約がなくなることにより、出光興産からこれまでよりも積極的なサポートを受けられる体制が整備されることになり、今後の課題として認識している作物保護製品全体の強化に向けた投資に対する出光興産からの資金支援や、出光興産が取り組む先進技術の当社の研究開発への活用、生物農薬関連事業の拡大、出光興産のコーポレート機能の活用等を期待でき、また、少数株主が存在することに起因する利益相反の問題が解消されることで、短期的な利益の創出を必ずしも求められなくなるため、より中長期的な視野に立った積極的な成長戦略の実行、すなわち、積極的なビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化に向けた具体的な施策の実行が可能になり、加えて、当社として上場維持に要するコストが削減され、当該資金を成長投資に振り向けることもできるようになり、これらが相重なることで、厳しい事

業環境においても、当社の企業価値をより着実に向上させられるとの結論に至ったため、本株式交換を実施することを決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

本株式交換完全親会社の概要(2022年3月31日現在)

名称	出光興産株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
代表者の役職・氏名	取締役社長 木藤 俊一
事業の内容	石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造、販売 電子材料・農業薬品の開発、製造、販売 電気供給事業 石油・石炭資源の開発、生産、販売 等
資本金の額	168,351 百万円

本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	2021年5月11日
本株式交換契約締結日(両社)	2021年5月11日
定時株主総会開催日(当社)	2021年6月23日
最終売買日(当社)	2021年7月28日
上場廃止日(当社)	2021年7月29日
本株式交換の効力発生日	2021年8月2日
金銭交付日	2021年9月28日

(注)出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行いました。

3. 本株式交換の方式

本株式交換は、出光興産を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受け、2021年8月2日を効力発生日として本株式交換を行いました。

4. 本株式交換に係る割当ての内容

出光興産は、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により出光興産が当社の発行済株式(出光興産が保有する当社の株式5,456,112株を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主(ただし、出光興産を除きます。)に対し、その所有する当社株式1株につき1,440円(本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。)の割合で金銭を交付致しました。

なお、当社は、2021年7月19日の取締役会決議により、当社が基準時の直前時である2021年8月2日において保有する全ての自己株式264株を消却致しました。

②吸収分割

当社の親会社である出光興産株式会社は2021年12月21日開催の取締役会において、2022年7月1日を効力発生日として、当に、出光興産株式会社アグリバイオ事業を承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)についての契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結することを決議し、本吸収分割契約を締結しております。

1. 本吸収分割の目的

本吸収分割により当社に出光興産株式会社アグリバイオ事業を承継し、アグリバイオ事業を一体運営することにより、迅速かつ的確な意思決定が可能な組織体制を構築することで、更なる事業競争力強化を通じた企業価値の向上を目的としています。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

本吸収分割契約締結 2021年12月21日
本吸収分割の効力発生日 2022年7月1日(予定)

(2) 本吸収分割の方式

出光興産株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割による対価の割当てはありません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割の当事会社の概要

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
名称	出光興産株式会社	株式会社エス・ディー・エスバイオテック
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木藤 俊一	代表取締役 寒河江 充宏
事業内容	石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造、販売 電子材料、農業薬品の開発、製造、販売 電気供給事業 石油・石炭資源の開発、生産、販売等	農薬、工業用防黴剤、防疫薬剤及び特殊化学品の製造、輸入、販売
資本金	168,351 百万円	810 百万円
設立年月日	1940年3月30日	1968年10月7日
決算期	3月31日	3月31日

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・ディー・エス バイオテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の実務

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表

示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株式会社エス・ディー・エス バイオテック
代表取締役社長 寒河江 充宏 殿

監査報告書

当社監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保する体制その他、株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針、及び同号ロの各取組み、並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項、及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保する体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法定及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務、及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項、及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断、及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022 年 5 月 23 日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック

監査役 深澤良彦

監査役 村田精一

事 業 報 告

(第54期)

2021年 4 月 1 日から

2022年 3 月31 日まで

株式会社 エス・ディー・エスバイオテック

東京都中央区東日本橋1-1-5

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 当事業年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当事業年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が残るものの、経済社会活動が正常化に向かう中で、日本政府により各種政策の効果や海外経済の改善の兆しがある一方で、ロシア-ウクライナ情勢等による先行きの不透明感から、石油などの資源価格の高騰もあり、インフレによる経済悪化の影響が懸念されております。また、それに伴う米国の利上げなどによる金融引き締め等の今後の金融政策の影響による金融資本市場の大きな変動の影響を引き続き注視していく必要があります。

農業を取り巻く環境は、世界的には人口増加や新興国の経済成長等に伴って農作物需要が拡大しており、中長期的にも成長が継続するものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症の農業及び農薬市場における影響を十分に注視していく必要があります。

このような中、当社の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による営業普及活動の抑制や、一部製品の製造及び輸送に遅れが生じたことにより売上が減少したことに加え、原油などの資源価格の高騰や円安の影響により、原材料が高騰したことにより製造原価が上昇し、世界的に不安定な物流環境下での物流コストの上昇もあり、利益率が低下しました。

その結果、当事業年度における売上高は118億60百万円(前期比1億39百万円減、1.2%減)、営業利益は9億66百万円(前期比2億72百万円減、22.0%減)となりました。為替が円安傾向にあることから為替差益を計上しているものの中国の関係会社からの受取配当金がなかったことから、経常利益は10億85百万円(前期比7億62百万円減、41.3%減)、当期純利益は6億96百万円(前期比6億75百万円減、49.2%減)となりました。

当社は農薬事業のみの単一セグメントではありますが、事業の傾向を示すために品目別に販売実績を記載いたします。

(殺菌剤)

当事業年度における売上高は41億75百万円(前年比98百万円減、2.3%減)となりました。これは主に、海外向けダコニール関連剤の出荷が好調に推移している一方で、国内向けダコニール関連剤の在庫調整による出荷減少があったことによるものです。

(水稻除草剤)

当事業年度における売上高は41億66百万円(前年比98百万円減、2.3%減)となりました。これは主に、海外向けベンゾピシクロン原体の出荷が好調に推移している一方で、国内向けベンゾピシクロン原体やカフェンストール原体の出荷減少があったことによるものです。

(緑化関連剤)

当事業年度における売上高は27億76百万円(前年比31百万円増、1.2%増)となりました。これは主に、海外向けダクタール原体の出荷が好調に推移していることによるものです。

(殺虫剤)

当事業年度における売上高は5億56百万円(前年比15百万円増、2.8%増)となりました。これは主に、D-D関連剤の出荷が好調に推移していることによるものです。

(その他)

当事業年度における売上高は1億84百万円(前年比9百万円増、5.4%増)となりました。

1-2. 対処すべき課題

(1) 当社の現状認識について

世界の農薬事業を取り巻く環境につきましては、中長期的には人口増加や新興国の経済発展を背景とした食料需要の増大及びバイオ燃料開発、更には気候変動リスク等に伴う農作物増産の必要性の高まりから拡大傾向にあるとともに、発展途上国では、農業の効率化・省力化が進み、より安全な農薬へシフトしていくものと考えております。

一方、農業従事者の高齢化・後継者不足や耕作地の減少、農業資材コスト低減化施策等により漸減傾向にある国内の農薬市場においても、食料自給率の低さへの懸念や輸入農産物への食の安全・安心への意識向上等を背景として、中長期的には農薬事業の重要性が増していくものと考えております。

しかしながら、直近における最大の懸念事項として、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大と長期化により多方面の経済活動への制限が継続しており、原材料調達を含むサプライチェーンへの影響を最小化するため、従業員の感染防止に努めるとともに、原材料調達の多様化等、事業への影響を最小化する方策を引き続き実行してまいります。

今後は世界的な農薬市場が拡大する中、アジア地域でのダコニール関連剤の更なる市場開拓や米国、コロンビア、中国、欧州などで展開を進めているベンゾビシクロン関連剤の海外展開を中心として注力していきます。

生物農薬につきましても、本年7月1日に統合を計画している出光興産株式会社アグリバイオ事業部との一体化を促進し、当分野の国内外での事業拡大を目指してまいります。

当社は、ライフサイエンス分野での技術力をベースに、継続的な研究開発投資を通じて安全で有用な製品を創出し、企業価値の拡大を図るとともに、全てのステークホルダー(株主・取引先・従業員等)との良好な関係を維持してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と取り組み方針

① 新型コロナウイルス感染症対策

当社では、政府による緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等、行政からの要請に呼応して、従業員の感染リスクの低減と横浜工場の操業維持を第一優先として、衛生管理の強化や勤務体系・条件の変更や制限を行っておりますが、当面は状況を見ながら適切な対応を継続していく必要があります。

また、当感染症対策に関しましては、医学的な抜本的対策が実現しない限り、中長期にわたる継続的な取り組みが想定されることから、IT環境や勤怠管理をはじめ必要な環境整備に引き続き注力してまいります。

② 横浜工場の安全・安定操業の継続

主力製品群のダコニール関連剤の生産拠点である横浜工場においては、2018年2月の爆発・火災事故の反省と教訓を踏まえた安全管理体制の強化・充実に継続して図り、安全と品質に留意した安定操業を実現するとともに、リスクアセスメントや安全教育の徹底により安全文化の醸成を推進してまいります。

また、横浜工場で使用する原材料において長期に亘り取引関係のある昭和電工株式会社横浜事業所及び川崎事業所とは引き続き友好的かつ発展的な関係を継続してまいります。

③ 原材料調達、生産委託体制の整備

各国の行政機関に安全性の評価を受け登録される農薬は、使用原材料、設備、プロセス等 製造に係る各要素が品質の安定に影響を及ぼします。そのため、仕入先や製造場所の変更・追加は適切な手順で慎重に検討、実施される必要があります。その上で、製品の安定供給及びコスト競争力向上のため、新規製造委託先の開拓推進を含めグローバルな取引体制を追求し、原材料や製品等複数購買体制の強化を通じてリスク分散に取り組みます。

また、仕入先との技術交流や品質監査を通して、安全操業及び品質管理の強化に取り組みます。

④ 研究開発力の強化

当社は継続的な成長の要となる新規有効成分の創製・導入のため、更に研究開発力を強化してまいります。そのため、中長期的視野に立った研究開発部門への人員強化と経営資源集中を図ります。

また、自社開発中の新規剤の早期事業化と保有知的財産の有効活用、機会を捉えて他社からの剤の買収等に取り組み、製品パイプラインの強化を目指すとともに、既存製品についても、市場のニーズに対応した適用場面の拡大等により、製品のライフサイクルの延長と収益力拡大を図ります。

親会社である出光興産株式会社とは、生物農薬分野における研究開発・普及における協業を通じて、早期製品化による製品ラインアップの充実に図るとともに、本年7月1日に計画している同社アグリバイオ事業部との統合により、研究開発領域の拡大を図ります。

⑤ 国内市場での収益拡大

殺菌剤分野においては、発売から30年を超える「ダコニール1000」の更なるブランド力向上と産地ニーズに応える適用病害・作物の拡大により新規市場の開拓、使用者の利便性向上を図ります。

また、パスポート顆粒水和剤やダコニールエース等、地域や作物に合わせた製剤品の展開を図ります。

もう一つの主力製品群である水稻除草剤分野においては、ベンゾビシクロン原体を中心とする保有4原体の特長を活かした混合剤戦略の徹底追求を図ります。

当社の製品ラインアップ強化の一環として、生物農薬分野において、バチルス チューリンゲンシス、バチルス アミロリクエファシエンス、タラロマイセス フラバスの3系統を軸に認知度向上と技術普及による既存及び新規使用場面での拡大を図ります。

また、農作物増産のための新手法への取り組みや異業種とのコラボレーション等、農薬周辺ビジネスの開拓に取り組み、新たな収益源の獲得を図ります。

⑥ 海外市場での収益拡大

当社の主力製品群である殺菌剤のダコニール関連剤は、需要増加の著しいアジア市場を中心に一層の拡販と販売価格の改善等により収益拡大を図ります。

もう一つの主力製品であるベンゾピシクロン原体の輸出について、先立って販売している韓国ではALS阻害型除草剤抵抗性雑草やカヤツリグサ科難防除雑草への安定した効果が認知され、また、フロアブル、ジャンボ剤、田植え同時粒剤等の散布に簡便な各種省力化製剤にいち早く対応してきたことで高い市場シェアを維持しております。

米国、コロンビア、中国、欧州等新しい市場においても優良な海外パートナーとの関係を通じて、更なる販売拡大と販売地域の開拓等を推進してまいります。

また、外部環境対応として、特に大きな影響を受ける為替・原油価格の変動による収益性変動リスクの軽減を販売条件の工夫により図ります。

⑦ 財務体質の強化

当社は、事業に必要な資金(運転資金や設備投資資金、研究開発資金等)の調達を自社の営業活動等で獲得するキャッシュ・フローのほかに、親会社や金融機関等からの借入によって調達しております。

このような状況を踏まえ、財務安全性の指標としてD/Eレシオを採用し、1.0倍以下を継続的な定量目標としております。

近年、D/Eレシオは1.0倍以下の水準で推移しており、財務内容は安定的であると認識しておりますが、今後とも、各金融機関との良好な関係を維持し、親会社である出光興産株式会社とも連携し、継続的に安定した財務内容の維持を図ります。

⑧ コーポレートガバナンス体制の整備

コーポレートガバナンスコードの精神に則り、全てのステークホルダーからの期待と信頼に応えられるよう透明、公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う体制を維持・更新してまいります。

1-3. 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は、農薬の有効成分(原体)及び原体と補助成分を混ぜ合わせて様々な剤型(粉・顆粒・液等)にした農薬(製剤)の研究開発、製造及び販売を主たる事業としております。なお、当社は農薬事業セグメントのみの単一セグメントとなります。

当社の特徴は、農薬の有効成分(原体)の研究開発に重点を置いていること、横浜工場において製造しているダコニール関連剤(原体及び製剤)を除きまして、基本的に製造行為を外部に委託していることであります。

日本の農薬の流通ルートは、各JA(農業協同組合)を主体とする「系統ルート」と農薬メーカーとその系列となる販売会社を中心とする「商系ルート」の二つに大きく分かれております。

当社の製品は全国農業協同組合連合会(全農)や農薬メーカーへ販売され、上記の両流通ルートを通じて農家等の末端ユーザーへ提供されます。海外販売におきましては、各国の現地販売会社を通じた販売と特定顧客への直接販売が中心となります。

製品分類は主として以下の用途による分類に準じております。

- イ. 殺菌剤 : 植物病原菌(糸状菌や細菌)の有害作用から作物を守る薬剤
 - ロ. 水稲除草剤: 雑草類の防除に用いられる除草剤のうち、水稲栽培に使用される薬剤
 - ハ. 緑化関連剤: ゴルフ場や公園等で使用される薬剤及び畑地で使用される除草剤、並びに植物の生理機能を増進または抑制する植物成長調節剤など
- ニ. 殺虫剤 : 作物に被害を及ぼす害虫の防除に用いられる薬剤

非連結子会社である史迪士(上海)化学制品有限公司は、中華人民共和国において、当社製品の開発、技術普及活動をしております。

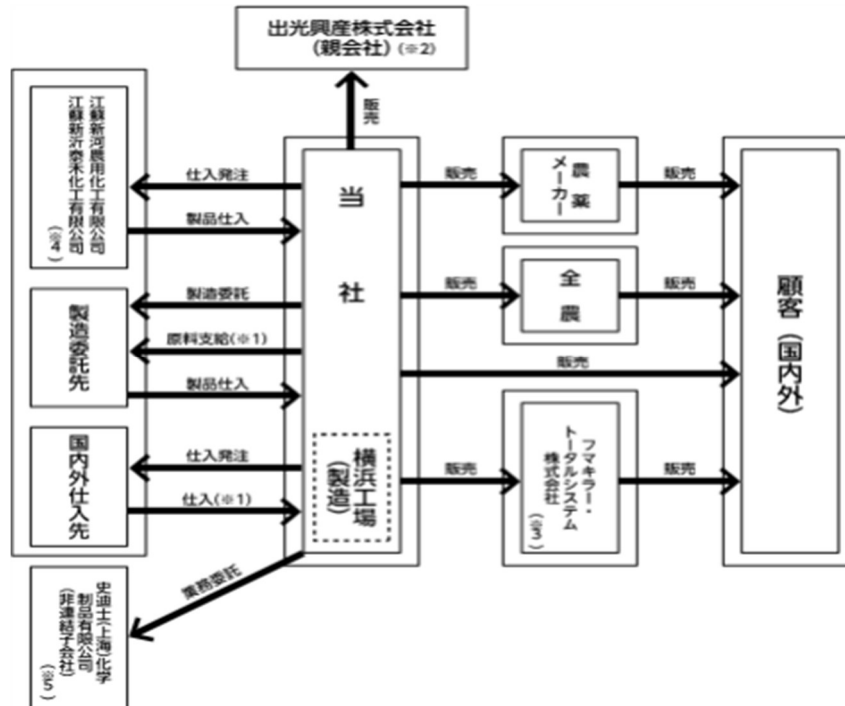
関連会社であるフマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合弁会社で、防疫剤・シロアリ剤、木材保存剤等の化学薬品の製造及び販売、並びに環境改善サービスを展開しております。

当社は、非農薬事業に係る製品を同社に販売し、同社が顧客に販売しております。

また、関連会社である江蘇新河農用化工有限公司は、中華人民共和国においてダコニール原体及びその原料の製造及び販売を行っており、当社は、ダコニール原体を購入しております。

以上述べた事項を系統図によって示すと、以下のとおりとなります。

[事業系統図]



(※1)国内外の仕入先より仕入れた原材料は、当社で製造用に使用される他、当社より製造委託先へ支給(有償/無償)され、当社の製造の用に供されております。

(※2)親会社である出光興産株式会社とは、除草剤販売等の取引を行っております。その取引条件については市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に取引の妥当性について十分な審議を経たうえで決定しております。

(※3)フマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合弁会社で、関連会社であります。

(※4)江蘇新河農用化工有限公司及び江蘇新沂泰禾化工有限公司は、関連会社であります。

なお、江蘇新沂泰禾化工有限公司は、現在運転を停止しております。

(※5)史迪士(上海)化学制品有限公司は、非連結子会社であります。

1-4. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場の状況

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
横 浜 工 場	神 奈 川 県 横 浜 市
つ く ば 研 究 所	茨 城 県 つ く ば 市
み の り 農 事 試 験 場	茨 城 県 小 美 玉 市
ソ ウ ル 支 店	大 韓 民 国 安 養 市
フィリピン駐在員事務所	フィリピン共和国ダバオ市

② 子会社

会 社 名	所 在 地 (国 名)
史迪士(上海)化学制品有限公司	中華人民共和国

(2) 使用人の状況(2022年3月31日現在)

期 末 従 業 員 人 数	172(16)名
(前 事 業 年 度 末 比)	7名減(3名増)
平 均 年 齢	43.8歳
平 均 勤 続 年 数	14.9年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 に 対 す る 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
出光興産株式会社	168,351百万円	100%	資本業務提携 当社製品の販売

(2) 重要な関連会社の状況

会 社 名	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フマキラー・トータルシステム株式会社	50.0%	防疫剤等の化学薬品の製造及び販売
江蘇新河農用化工有限公司	15.0%	農薬及び農薬原料の生産及び販売
江蘇新沂泰禾化工有限公司	15.0%	農薬原料の生産及び販売

2. 株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,830,661株
- (3) 当事業年度末の株主数 1名
- (4) 大株主 株主名:出光興産株式会社 7,830,661株(100%)保有

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役の状況(2022年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	寒 河 江 充 宏	—
常 務 取 締 役	小 松 原 憲 一	海外部・生産業務部管掌
取 締 役	吉 永 小 太 郎	技術開発部長、営業部管掌
取 締 役	佐 久 間 正 明	バイオリジカル部長、経営企画部管掌
取 締 役	関 野 景 介	技術開発部つくば研究所長
取 締 役	大 塚 俊 雄	管理部長
取 締 役 (非 常 勤)	阿 部 徹	出光興産株式会社 執行役員
監 査 役	深 澤 良 彦	—
監 査 役 (非 常 勤)	村 田 精 一	出光興産株式会社

2. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
高 橋 順 一	2021年6月23日	任期満了	取締役(非常勤)
酒 井 朗	2021年8月2日	機構変更	社外取締役(監査等委員)
松 尾 祐 美 子	2021年8月2日	機構変更	社外取締役(監査等委員)

3. 当社は、意思決定と業務執行の分離、取締役会の効率化を目的として、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在における執行役員は3名で、岡田浩司氏(生産業務部長兼横浜工場長)、榊原隆氏(営業部長)、武内克義氏(経営企画部長)が就任しております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

(1) 決議内容

イ. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範とする。
- (イ) 上記の「企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守(適合)の体制確保の指針とする。
- (ウ) 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。
監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締り会、監査役に報告するものとする。
- (エ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン(企業倫理相談窓口)を運営する。
- (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(文書等)に記録し、法令及び「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
- (イ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定する。同規程に沿ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。
- (イ) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (ウ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告する。
- (エ) 内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催する。
- (イ) 執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は原則毎月2回開催する。
- (ウ) 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従い行う。
- (エ) 各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) グループ会社(当社及び「関係会社管理規程」に定める当社の子会社)全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」をグループ企業行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理する。
- (イ) グループ会社は、経営の自主独立性、自律的な責任体制を基本とするが、「関係会社管理規程」によって管理される。
- (ウ) イ. の(ウ)で規定する業務監査は、グループ会社全体を対象として行う。
- (エ) イ. の(エ)で規定するホットライン(企業倫理相談窓口)は、グループ会社全体を対象とする。

(オ) 親会社を含めた関連当事者との間に取引がある場合には社会通念に照らし公正妥当な取引を行う。

へ. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 代表取締役等と監査役間で随時協議し、内部監査、経理部門等の兼職の可能性、事務作業等補助できる要員の確保について話し合う。

(イ) 補助要員の確保が難しい場合には、内部監査、経理部門等のスタッフが、必要に応じて職務遂行に関して様々な情報の提供や協力を行うことにより、その職務を補助する。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

(イ) 取締役は以下の事項につき速やかに監査役に報告する。

① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

② 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨

③ 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容

(ウ) 使用人は、前項①または②に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理相談窓口に通報する。

(エ) 当該報告を行った取締役及び使用人は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

チ. 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について費用の前払い・支払い等を請求したときは、当該費用が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行う。

リ. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとする。

(イ) 監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査役との連携を図る。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(ア) 「企業行動規範」及び「企業行動指針」にその旨を明記し、「役職員行動基準マニュアル」に対応を定めるなど、社内規則を整備するとともに、宣誓書の提出等を通じて全従業員への周知徹底を図る。

(イ) 反社会的勢力との関係を未然に防止するため、「反社会的勢力調査マニュアル」及び「取引先チェックリスト」を活用し、新規取引先等の属性調査を行う。

(ウ) 特殊暴力防止対策協議会、企業防衛対策協議会に入会し、警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係を構築する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性に鑑み、「財務報告に係る内部統制基本方針書」並びに「財務報告に係る内部統制に関する評価の基本計画書」を定め、内部統制の評価責任体制を明確化するとともに、その整備・運用評価、改善に取り組む。

この方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役職務の執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

ロ. 監査役職務の執行

監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

ハ. 内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。

二. 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

以 上

【本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項】

1. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

出光興産の最終事業年度の末日(2022年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は3,839,630百万円、負債の額は2,663,633百万円、純資産の額は1,175,997百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、出光興産がエス・ディー・エス バイオテックに承継させる資産の額は1,806百万円(概算)、負債の額は846百万円(概算)となる見込みです。

また、出光興産において、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、出光興産が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の出光興産の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、出光興産の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後における出光興産の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

2. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

エス・ディー・エス バイオテックの最終事業年度の末日(2022年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は15,179百万円、負債の額は6,430百万円、純資産の額は8,749百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、エス・ディー・エス バイオテックが出光興産より承継する資産の額は1,806百万円(概算)、負債の額は846百万円(概算)となる見込みです。

また、エス・ディー・エス バイオテックにおいて、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、エス・ディー・エス バイオテックが負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後のエス・ディー・エス バイオテックの資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、エス・ディー・エス バイオテックの収益状況、キャッシュ・フロー等に

鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後におけるエス・ディー・エス バイオテックの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上